

定 款

サンヨー建設株式会社

令和5（2023）年3月2日 改定版

第1章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、サンユー建設株式会社と称する。
英文では SANYU CONSTRUCTION CO., LTD. と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- ①土木・建築並びに設計・工事監理その他建設工事全般に関する請負及び受託
 - ②金属製品製造業（金属打抜・板金業及び消防用機械器具製造）
 - ③不動産の売買・仲介・賃貸借及び管理
 - ④エレベーターの製造、販売並びに据付工事
 - ⑤ホテル、旅館の経営
 - ⑥その他前各号に付帯する事業

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
- ① 取締役会
 - ② 監査役
 - ③ 監査役会
 - ④ 会計監査人

(公告方法)

- 第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

- 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、880万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款に定めのあるものの他、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項の他、必要ある場合には取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(招 集 地)

第14条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故ある時は、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出する事を要する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は10名以内とする。

(選任の方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現在取締役の残任期間と同一とする。

(役付取締役及び代表取締役)

第22条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定するほか、取締役副社長1名、取締役会長1名、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。

2. 代表取締役は取締役会の決議により選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長で差し支えあるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役にこれを発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 取締役会の決議の目的である事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条の第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当社の監査役は3名以内とする。

(選任)

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
4. 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役にこれを発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。

(監査役会規定)

第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任)

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の処分)

第37条 当社の剰余金は法令に定めのあるものの他株主総会の決議をもってこれを処分する。

(別途積立金の処分)

第38条 別途積立金は欠損の填補、設備の拡張改良補修その他取締役会の決議をもってこれを処分することができる。

(期末配当金)

第39条 剰余金の配当（以下「期末配当金」という）は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当金)

第40条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。

2. 配当金に利息はつけない。

令和5（2023）年3月2日

原本に相違ございません。

サンユー建設株式会社
代表取締役社長 馬場宏二郎